

## 学区外通学を 希望される皆さんへ

市では「市立学校通学区区域に関する規則」により通学する学校を指定しています。

ただし、下表の許可基準に該当する場合、指定以外の学校への学区外通学を認められることがあります。

### 許可基準に該当し、学区外通学を希望する場合

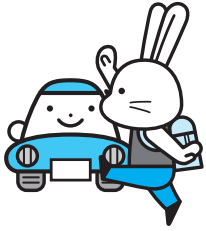
学校教育課、各支所で配付する許可申立書類【市ホームページ（市民の皆様へ）↓「教育」↓「小・中学校」内】からも取得可】を学校教育課または各支所に提出する必要があります。

■不登校、家庭の事情などを理由とする教育的配慮から学区外通学を希望する場合

個別に事情をお伺いし、判断します。ご相談ください。

■相談・問／学校教育課

☎5225-3782



### 学区外通学の主な許可基準

事由	許可学年	申立時期	許可期限	備考(提出書類など)
他学区に家を新築中で、その学区の学校へ通学する	小・中学生 (入学予定者を含む)	随時 (入学予定者は 来年2月から)	転居まで	工事契約書などの写し
他学区へ転居したが、高学年のため引き続き従前の学校へ通学する	○小学5年生(第2学期以降)・6年生 ○中学2年生(第2学期以降)・3年生	転居届出時	小・中学校とも卒業まで	
他学区へ転居したが、学期末のため引き続き従前の学校へ通学する	小・中学生		当該学期終了まで (第1・2学期は3～4週間の短期間)	
保護者が共働きなどのため、児童を預ける親類知人宅などの住所地の学区の学校へ通学する	小学生のみ (入学予定者を含む)	随時 (入学予定者は 来年2月から)	小学校卒業まで	○保護者の「勤務証明書」 ○「児童預かり承諾書」
保護者が共働きなどのため、児童を預ける児童センター(児童クラブ)などが所在する学区の学校へ通学する				○保護者の「勤務証明書」 ○「児童入会証明書」
保護者が自営業で営む店舗などへ児童が下校するため、その店舗などの所在地の学区の学校へ通学する				○保護者の「勤務証明書」

## 放射線と市民の健康講座

無料

◆講演会 ※①・②共通

■申込・問／放射線健康管理室

☎5225-7681

■対象／市民の方

■応募方法／電話で

■内容／

①「甲状腺に関する基礎知識と甲状腺検査について」

8月9日(土)午後2時～3時30分

県では、子どもたちの健康を長期的に見守るため「県民健康調査甲状腺検査」を進めており、現在、市内では2回目の検査が行われています。

甲状腺検査を行う理由とその検査結果の理解を深めるため、専門医師と一緒に考えます。

■会場／保健福祉センター

■講師／がん研有明病院医師の小泉満さん

■定員／100人(先着順)

②「原発事故をみつめ、

ふくしまで生きる」と

8月27日(水)午後6時30分～8時

放射線と健康への影響などを学ぶ、医師による講座

■会場／信夫学習センター

■講師／医療生協わたり病院医師の齋藤紀さん

■定員／50人(先着順)